

議 事 録 抄 本

令和 4 年 7 月

福崎町農業委員会

令和4年7月農業委員会議事録抄本

日 時 : 7月20日(水) 14:55～15:25

場 所 : 福崎町役場 2階 大会議室

【出席者】・・・18名

農業委員

1番 上阪 英仁	2番 加瀬澤智昭	3番 宮川 積	4番 松岡 忠幸	5番 城谷 憲敬
6番 三木 勝博	7番 上延 英一	8番 牛尾 敏博	9番 松本 廣幸	10番 松岡 隆子
副会長 松岡繁克	会長 上田 隆敏	-	-	-

農地利用最適化推進委員

11番 吉高 平記	12番 藤岡 資芳	13番 鍛示 幸弘	14番 後藤 正二	15番 田中 初美
16番 高橋 清正	-	-	-	-

事務局 吉田課長、中塚事務局長、豊國主査、多田

【欠席者】・・・なし

【現地調査委員】

会長 上田 隆敏	副会長 松岡 繁克
8番 牛尾 敏博	13番 鍛示 幸弘

【署名人】

8番 牛尾 敏博	9番 松本 廣幸
----------	----------

(議 長) 【あいさつ】

それでは福崎町農業委員会 7 月定例会を開催します。

本日の欠席委員はありません。農業委員会等に関する法律第 27 条により、委員の過半数に達していますので、総会が有効に成立することを宣言いたします。

さて、議事録署名人について、私が指名させていただいてよろしいでしょうか。

一 同 <異議なし>

(議 長) 異議なしということで、

8 番 牛尾 敏博	9 番 松本 廣幸
-----------	-----------

委員にお願いします。本日は、議案第 15 号から議案第 20 号に至る計 6 議案、報告事項 2 件について審議願います。では審議に入る前にいつものとおり事務局による議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 【議案朗読及び説明】

<案件>

議案第 15 号 農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について
(委員会証明) 1 件

議案第 16 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認について
(知事許可) 1 件

議案第 17 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(知事許可) 4 件

議案第 18 号 農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について
(知事許可) 1 件

議案第 19 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地等の所有権移転届出について
(委員会受理) 2 件

議案第 20 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段面積設定及び区域指定申請承認について
1 件

報告第 1 号 会長専決処理規程第 2 条に基づく証明書の発行について 6 件

報告第 2 号 農地法第 6 条に基づく報告書の確認について 2 件

(事務局担当) 令和4年7月議案説明

議案第15号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について
(委員会証明) 1件

2番: 資料1ページ・2ページをご覧ください。願出地は西谷公民館より東約80mに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧下さい。写真をご覧いただくと、倉庫用地として利用されていることが確認できます。この願出は、議案第17号6番の進入路の転用のため手続きをしているなかで、今回の願出地が手続きがされていないことがわかったとのことで、届出がされました。

この願出地については、平成11年の航空写真にて倉庫用地として利用されていることを確認しました。20年以上農地でなく、その他の要件である農振農用地でもないため、非農地としての要件をすべて満たしているものと考えます。

議案第16号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について
(知事許可) 1件

3番: 資料3ページ・4ページをご覧ください。申請地は八千種営農の倉庫より北西約180mにあります。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧下さい。

この申請は、申請人の〇〇さんが自己所有地を育苗場・農機具置場へと転用するものです。〇〇さんは町内で10町ほど耕作されており、田植えの時期には苗箱を置くスペースに困り、また農機具を置くスペースも確保するため今回の申請が出てきました。

計画・資金も妥当で、農地法第4条の許可要件は満たすものと考えます。

議案第17号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(知事許可) 4件

6番: 資料5ページ・6ページをご覧ください。申請地は、西谷公民館の東約80mに位置しています。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧下さい。

この申請は、売買により農地への進入路へ転用するものです。受け人の〇〇さんの所有地は申請地の南側の農地であり、道に面していません。現在は申請地の一部を通行させてもらい、所有地へ進入しています。進入路のない土地では今後の管理に困るため、分筆を行い、今回の申請に至っています。

面積・資金等も妥当で、周辺農地に及ぼす影響も少ないことから、農地法第5条の申請の許可要件は満たすものと考えます。

7番: 資料7ページ・8ページをご覧ください。申請地は、県道田口福田線沿いで長野橋北詰の信号より北西約190mに位置しています。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧下さい。

この申請は、売買により一般住宅兼露天資材置き場へ転用するものです。受け人の〇〇

さんは建設業を営まれており、住宅敷地及び資材置場とできる土地をさがしていたところ、売買にて話が纏まりました。近年は資材が盗まれる情勢もあり、監視のため家に近いところに置きたいと広い土地となっています。

資金等も妥当で、周辺農地に及ぼす影響も少ないことから、農地法第5条の申請の許可要件は満たすものと考えます。

8番：資料9ページ・10ページをご覧ください。申請地は、大門公民館の北約50mに位置しています。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧下さい。

この申請は、売買により住宅用敷地へ転用するものです。受け人の〇〇さんは渡し人の〇〇さんの甥であり、〇〇さんが県外にお住まいで管理が大変なこともあり、売買で話が纏まりました。

面積・資金等も妥当で、周辺農地に及ぼす影響も少ないことから、農地法第5条の申請の許可要件は満たすものと考えます。

9番：資料11ページ・12ページをご覧ください。申請地は、高井農園のビニールハウスより北側約100mに位置しています。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧下さい。

この申請は、売買により住宅用敷地へ転用するものです。受け人の〇〇さんが家を作るための土地を探していたところ、今回の申請地が候補にあがり話が纏まりました。

面積・資金等も妥当で、周辺農地に及ぼす影響も少ないことから、農地法第5条の申請の許可要件は満たすものと考えます。

議案第18号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について
(知事許可) 1件

10番：資料13ページ・14ページをご覧ください。申請地は、西治の観音寺より北へ約70mのところにあります。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧下さい。

この申請は、使用貸借権の設定によるものです。借受人の〇〇さんと貸出人の〇〇さんは孫と祖父の関係であり、家族の農地を守りたいという希望のもと今回の申請地が候補にあがったとのことでした。

面積・資金等も妥当で、周辺農地に及ぼす影響も少ないことから、農地法第5条の申請の許可要件は満たすものと考えます。

議案第19号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地等の所有権移転届出について
(委員会受理) 2件

3番：資料15ページ・16ページをご覧ください。届出地は、熊野神社の南西に位置しています。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧下さい。

この届出は、売買によるもので、分譲住宅地5軒分の敷地を造成します。1期・2期に分けて工事を行う計画で、1期は令和4年9月頃、2期は令和5年10月頃の予定です。

市街化区域であり、届出内容も問題ないことから、農地法第5条の届出の受理要件は満たすと考えます。

4番：資料17ページ・18ページをご覧ください。届出地は、丸亀製麺福崎店の西に位置しています。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧下さい。

この届出は、売買によるもので、受け人の〇〇が共同住宅を建てるために転用するものです。

市街化区域であり、届出内容も問題ないことから、農地法第5条の届出の受理要件は満たすと考えます。

議案第20号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積設定及び区域指定申請承認について (委員会処分)

1番：資料19ページ・20ページをご覧ください。申請地は大門公民館の北約50mに位置しています。地籍図、写真を合わせてご覧ください。

地縁者住宅等の建設予定敷地に隣接または近接する農地を取得する場合に限り、取得農地の下限面積を1㎡に設定することが適当である農地かどうかを審議してもらうものです。

関係は議案第17号8番です。受け人の〇〇さんは申請地に隣接する土地に住宅を新築する予定です。取得後、申請地では、家庭菜園として野菜の作付をするとのことで、営農計画書を提出いただいています。

今回の下限面積緩和の指定申請をするにあたっては、農地全ての効率的かつ総合的な利用の確保に努めること、投資目的の農地取得を未然に防ぐため、原則5年間以上耕作し、農地の耕作状況を毎年、委員会へ報告するという確約書を提出していただいています。

地元区長、農会長、担当農業委員の同意もあり、別段面積設定及び区域指定申請の承認は適当であると考えます。

続きまして、報告事項であります。

報告第1号 会長専決処理規程第2条に基づく証明書の発行について

7ページをお開きください。農地法各申請・届出にかかる受付済等の証明を1件、その他申出に基づく証明、農地基本台帳原本証明を4件、耕作面積証明書を1件、計6件を発行したことを報告します。

報告第2号 農地法第6条に基づく報告書の確認について

農事組合法人 高橋営農組合及び農事組合法人 西治営農組合から事業状況等の報告書が提出され、それにより、それぞれ農地所有適格法人要件確認書を作成し、状況を把握したことを報告します。

説明は以上となります。

(議長) 議案第15号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承

認(委員会証明) 1件について現地調査済ですので報告願います。

(牛尾委員) 2番：願出地は西谷公民館より東約80mにあります。

現地では、倉庫が建っていることを確認しました。

調査班では、少なくとも20年以上前から倉庫が建っているものと判断しており、委員会による非農地証明要件に合致するものと考えます。よろしくご審議ください。

(議長) 議案第15号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認(委員会証明) 1件について、質疑ありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、次に、議案第16号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認(知事許可) 1件について、現地調査済ですので報告願います。

(牛尾委員) 3番：申請地は、八千種営農の倉庫より北西約180mにあります。

現地では、きちんと管理されていることを確認しました。

事務局説明のとおり、〇〇さんが農業用施設として使用するため転用するものです。

現地調査を行ったところ、特に問題ないと調査班では判断しました。よろしくご審議ください。

(議長) 議案第16号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認(知事許可) 1件について、質疑ありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、次に、議案第17号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事許可) 4件について、現地調査済ですので報告願います。

(牛尾委員) 6番：申請地は、西谷公民館の東約80mに位置しています。

現地では、進入路として使われていたことを確認しました。

事務局説明のとおり、〇〇さんが自己所有地への進入路として転用するものです。

現地調査を行ったところ、特に問題ないと調査班では判断しました。

7番：申請地は、長野橋北詰の信号より北西約190mに位置しています。
現地では、きちんと管理されていることを確認しました。
事務局説明のとおり、住宅用敷地・露天駐車場及び資材置き場として転用するものです。
現地調査を行ったところ、特に問題ないと調査班では判断しました。

8番：申請地は、大門公民館の北約50mに位置しています
現地では、住宅用地として利用するのに問題ないことを確認しました。
事務局説明のとおり、住宅用敷地へ転用するものです。
現地調査を行ったところ、特に問題ないと調査班では判断しました。

9番：申請地は、高井農園のビニールハウスより北側約100mに位置しています。
現地では、草刈をして管理されていることを確認しました。
事務局説明のとおり、住宅用敷地として転用するものです。
現地調査を行ったところ、特に問題ないと調査班では判断しました。よろしくご審議下さい。

(議長) 議案第17号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事許可) 4件について、質疑ありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、次に、議案第18号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認(知事許可) 1件について、現地調査済ですので報告願います。

(牛尾委員) 10番：申請地は、西治の観音寺より北へ約70mのところに位置しています。
現地では、きれいに管理されていることを確認しました。
事務局説明のとおり、一般住宅として転用するものです。
現地調査を行ったところ、特に問題ないと調査班では判断しました。よろしくご審議下さい。

(議長) 議案第18号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認(知事許可) 1件について、質疑ありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、次に、議案第19号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地等の所有権移転届出(委員会受理) 2件について、現地調査済ですので報告願います。

(牛尾委員) 3番：届出地は、田尻の熊野神社の南西に位置しています。
現地では、草刈等管理されていることを確認しました。
事務局説明のとおり、分譲住宅敷地として転用するものです。
現地調査を行ったところ、特に問題ないと調査班では判断しました。

4番：届出地は、丸亀製麺福崎店の西に位置しています。
現地では、これも草刈等管理されていることを確認しました。
事務局説明のとおり、共同住宅として転用するものです。
現地調査を行ったところ、特に問題ないと調査班では判断しました。よろしくご審議下さい。

(議 長) 議案第19号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地等の所有権移転届出(委員会受理) 2件について、質疑ありませんか。

<なし>

(議 長) 次に、議案第20号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積設定及び区域指定申請承認 1件について、現地調査済ですので報告願います。

(牛尾委員) 1番：申請地は、大門公民館の北約50mに位置しています。
現地では、きちんと管理されていることを確認しました。
事務局説明のとおり、地縁者住宅の建設予定地に隣接する農地を取得するため、別段面積の設定を行うものです。
現地調査を行ったところ特に問題はないと調査班では判断をいたしました。よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第20号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積設定及び区域指定申請承認 1件について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) それでは、ただ今より順次、討論、採決に移りたいと思います。

議案第15号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認(委員会証明) 1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。

議案第15号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認(委員会証明) 1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成11：反対0]

(議長) 挙手全員でございますので、議案第15号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認(委員会証明) 1件について、証明することといたします。

(議長) 次に、議案第16号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認(知事許可) 1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。

議案第16号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認(知事許可) 1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成11：反対0]

(議長) 挙手全員でございますので、議案第16号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認(知事許可) 1件について、県へ進達することといたします。

(議長) 次に、議案第17号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事許可) 4件について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。

議案第17号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事許可) 4件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

〔賛成 1 1 : 反対 0〕

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第17号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事許可) 4件について、県へ進達することといたします。

(議 長) 次に、議案第18号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認(知事許可) 1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第18号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認(知事許可) 1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

〔賛成 1 1 : 反対 0〕

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第18号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認(知事許可) 1件について、県へ進達することといたします。

(議 長) 次に、議案第19号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地等の所有権移転届出(委員会受理) 2件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第19号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地等の所有権移転届出(委員会受理) 2件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

〔賛成 1 1 : 反対 0〕

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第19号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地等の所有権移転届出(委員会受理) 2件について、受理することといたします。

(議 長) 次に、議案第20号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積設定及び区域指定申請承認 1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、議案第20号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積設定及び区域指定申請承認 1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成11：反対0]

(議 長) 挙手全員ですので、議案第20号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積設定及び区域指定申請承認 1件について、承認することといたします。

報告事項については事務局が報告したとおりですが、質疑ありませんか。

<なし>

< 15 : 25 終了>

○次回農業委員会開催日・・・8月19日（金曜日）15時00分から

署 名 人	牛尾 敏博
署 名 人	松本 廣幸